

氏名（本籍）	中馬 充子（福岡県） <small>ちゅうま んみつこ</small>		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位記番号	乙 福第1号		
学位授与年月日	平成29年3月17日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項		
論文題目	近代日本の衛生思想成立過程における優生学史研究		
論文審査委員	主査	田畑 洋一 教授	博士(文学 東北大学)
	副査	高山 忠雄 客員教授	教育学博士(東北大学)
	副査	佐野 正彦 教授	社会学修士(東洋大学)
	副査	中山 慎吾 教授	社会学博士(筑波大学)
	副査	酒匂 一郎 教授 (九州大学大学院法学研究院)	法学博士(九州大学)
	副査	笹栗 俊之 教授 (九州大学大学院医学研究院)	医学博士(九州大学)

## 内容の要旨

### 1. 問題の所在

優生思想および優生学は、衛生思想が近代日本に導入され確立するに至る過程で、その進歩性を象徴する根拠として、極めて大きな役割を果たした。従って、この過程を歴史的観点から丹念に検討することは、現代日本における生命倫理問題を考察するに際して、不可欠の要素と考えられる。このような観点に立つ時、数多くの国内資料の中に散在する生命倫理に関わる歴史的知見を比較検討し、これらを体系的に整理し分析しようとする本論文の試みは、極めて重要な研究テーマと言えよう。

我が国では、戦後の民主化の時代を経て、なお50年余りにも及ぶ長期に渡り、精神障害者と分類された者に対しては、本人の同意に基づかない強制的優生手術を合法的に可能とする今日の観点からは驚くべき法律が温存されていた。1996年に「母体保護法」として改正されたその法律こそ悪名高い「優生保護法」であるが、その改正がこれほど遅延した第一の理由としては、我が国において精神障害者を「自己決定権が認められるべき個人」の例外として取り扱うことを、一つの先進的見識、ある意味では社会的教養の一つとして尊重する立場が、国民の間にしっかりと根付いていたことが考えられる。

優生保護法の第一條には、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的に適うよう準備されたものであることが明確に主張されている。この公益上の目的を重視する見識を裏打ちするものとして、優生思想が広く日本社会全般に敷衍され、重要な役割を果たしたものと思われる。

今日の先端医療の世界では、遺伝子操作により iPS 細胞が開発され、単に再生医療に応

用されるのみならず、iPS細胞を利用した遺伝子治療へのより積極的応用も進んでいる。網羅的出生前診断とゲノム編集技術を手にいれた現代社会は、「新優生学」の時代を経て、一気にヒト遺伝子プールからの「障害遺伝子」排除と、もはや治療の領域を超えた遺伝子エンハンスメントという危険な領域へ踏み出そうとしているかのようである。

マスメディアによって頻繁に報道される国内外の研究状況に関するニュースを視聴するにつけても、無邪気さを伴う大いなる期待が報道の背後に隠れていることに気づかされる。人類は正に自らの価値判断に基づいて、自らの生体自身を作り変えようとするいわゆる「ゲノムデザイン優生学」の時代への入り口に立っているとと言っても過言ではないように思われる。

生命科学の技術進歩によって急変する社会状況の中、ヒトの生命あるいは遺伝子を対象に人為的な選択・改変を行うことに伴う諸問題をいかに解決すべきか、オルダス・ハックスリーが「かくあるべからざる地獄図」として描いた『すばらしい新世界』のような未来世界ではなく、倫理意識に則った内面的にも豊かな新世界を実現することが求められている。我が国においてより望ましい社会的合意形成を今後いかに図っていくべきか検討することは、従来にも増して喫緊の課題となっているのである。

## 2. 研究の目的

日本の優生思想および優生学の歴史は大きく5期に分けられるが、本研究では、近代日本における衛生思想および優生思想が、どのような過程を通じて民衆の意識に浸透していったのか、その社会的受容の経緯を明確にするため、第1期（萌芽期）と第2期（全盛期）に焦点を絞り歴史的分析を試みる。

第1期=1890年代以降：明治初期の欧化思想の中で、人種改良を雑婚に求めるなどの議論が始まり、明治中期以降、欧米の優生学思想や実践の流入によって、最先端の学問として優生学がさらに広がる時期

第2期=1910年代以降：大正期以降、アメリカ優生学の強い影響下で、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになると共に、総力戦・総動員体制下における「人的資源」の国家管理が優生学と結びつき、国民優生法成立へと至る時期

第3期=1948年以降：敗戦後、優生保護法が制定され、中絶の合法化とともに日本の優生政策が実質的に実施されるようになる時期

第4期=1970年代以降：生命科学や生殖医学の飛躍的發展とともに、生命倫理を確立する重要性が認識され始め、また障害者の人権や生殖をめぐる権利を擁護するという観点から、従来の優生学的思想や実践が相対化あるいはタブー視される時期

第5期=2003年以降：ヒトゲノム解読後の新遺伝学が到来し、出生前遺伝学的検査技術の開発による優生学的選別が普及し始め、新優生学の思想と実践が展開する時期

本研究は、生命倫理学の学際的研究に位置づけられるものであり、生命科学技術と社会

科学の双方のバランスのとれた観点の中に、新たな豊かさの可能性を追求しようとするものである。とりわけ、衛生思想を軸として、優生学を通史的に分析する試みは、筆者が管見する限り先行研究の中には見当たらず、日本の生命倫理規範を考察する上で有用な示唆を提示できるものと確信している。

### 3. 研究の構成

本論文は、筆者のこれまでの研究成果に若干の新たな視点を加えながら、我が国における優生思想に関する社会史的考察を纏め直したものである。本研究は、近代日本の優生思想および衛生学の歴史を大きく5期に分け、特に第1, 2期に焦点を置いて、優生思想がどのような過程を通じて民衆の意識に浸透していったのか、その社会的受容の経緯を明確にすることを企図している。本論文は「はじめに」「おわりに」も含め、全体で7章から構成される諸議論を通じて、この目的を達成しようとしている。まず、「はじめに」においては、近代日本における衛生思想と優生学の歴史を俯瞰し、課題設定と本研究の目的を取り纏めた。第1章では、近代日本の衛生思想成立過程における優生思想および優生学について、その誕生の経緯を明確にするため、特に明治初期に焦点を当て分析を試みた。第2章は、国家による人的資源としての国民管理と衛生取締の実相解明を主軸に分析を行なった。とりわけ、近代日本にとって「衛生」とは何であったか、可能なかぎり学際領域を意識しながら、科学史、生物学史、医学史はもちろん、人種学、社会衛生学、公衆衛生学、民族衛生学、精神病学、人類遺伝学、優生学、生命論といった文脈の中に、衛生思想史のおよび衛生学史的課題を探ることを目的とした。第3章では、仮説「近代日本の衛生思想は、医学的正義の名のもとに、警察行政を通して、伝染病者のみならず、身体に奇形や障害をもつ人々を社会から排除していった」を設定し、違警罪即決と衛生取締事項を中心に分析をおこなった。第4章は、近代日本における優生学の由来について、東京帝国大学医学部の生理学教室教授であり、「日本の斷種法制定運動のリーダー」と誰もが認める、科学者永井潜の言説と啓蒙活動に焦点を絞り、再考を試みる。第5章では、在野における医療ジャーナリストであった後藤龍吉が主宰した『ユーゼニックス』および継続誌『優生学』の分析を行なった。本誌は、後に『関西医事』(1929-41年)を刊行した後藤龍吉が主宰した日本優生学会の機関誌である。なぜ彼が日本優生学会を主宰し、2雑誌の刊行を行なうに至ったのか、その背景を明らかにすることは、わが国における優生思想の社会的受容の経緯について考察することにもつながるものと思われる。「おわりに」においては、研究仮説の検証を行うと共に、優生思想および優生学について、草創期から戦後の優生政策に至るまでの連続面と乖離面について言及した。

### 4. 研究の結論

本研究の目的は、近代日本において優生思想および優生学がいかに大衆の間に浸透して

いったのか、その社会的受容の経緯を明確化することにある。このため本論文では、生理学の権威として高く評価されながら、断種法および優生学に傾倒した永井潜と、在野で活躍した医療ジャーナリストの後藤龍吉に焦点を絞り、資料の検証を行った。また、「公共の福祉」を主眼に展開されたとされる警察機構の構築過程における「警察的衛生行政」の実相の解明を試み、その中にも優生思想および優生学の片鱗を見出した。

新優生学は、妊婦が「自己決定」によって出生前診断や着床前診断を受け、その結果胎児に障害があれば、「自己決定」によって人工妊娠中絶するというリプロダクティブ・ライツ(ヘルス)の側面を強調する。この点について、誤解を怖れずに言及すれば、新たな事態は、国家による強制を伴う優生政策よりも大きな危険性を孕んでいるのではなかろうか。真の福祉国家は、障害児の出生を予防しようとする国家ではなく、障害を持って生まれた子どもやその保護者に「生きづらさ」を感じさせないための支援に手を尽くす国家であろう(森永 2012:49)。

福祉国家は、すべての者に人間らしい最低限の生活を保障するとともに、人間の生命の維持や生殖に国家が深く介入する性格をもっている。しかし、1970年代以降には、法律に規定された疾病をもつ人々に、優生目的の中絶や不妊手術を促すようなタイプの優生政策の遂行力は弱まり、「障害の発生予防」という新たな対策が重視されるようになる。増大する福祉コストを抑制するため、先天異常の発生を防止することが目指されたのである。1970~1980年代には、障害者の「福祉の増進」と「障害の発生予防」が障害者対策の柱となった。しかし、その一方で、1970年代以降には障害者団体の抗議運動を契機として、優生保護法にもとづく優生政策や、障害の発生予防対策の根底にある優生思想に対する批判が徐々に強まった。出生前診断・着床前診断が一部の人々に受容される一方で、生命を選別する優生思想につながるという批判も根強く、日本ではそれらの適用が限定的である。

このように見てくると、日本の近現代史の中で、優生政策・優生思想の受容が進行するのは、終戦直後から1960年代の短期間に限られていたと言えるかもしれない。優生思想批判の高まりによって、1996年には優生保護法が改正され、優生に関する規定が全面削除された「母体保護法」が成立した。しかし、日本では現在もなお、優生思想(あるいは優生学)をめぐる問題は決着しておらず、我々が常に向き合い続けなければならない問題といえよう(山本 2010:22-23)。結論的に言えば、優生学が存在や医学の名をもって、基本的権利と尊厳に対して、過剰な屈辱と侵害を加えるいかなる介入の試みにも加担してはならない(矢野 2014:194-195)。むしろ、社会的に排除され多くの声を出せない人々が人間としての尊厳を保持できず、社会の裏側で日々苦しんでいる現実を想起するべきであろう。苟も福祉に関する学問に身を置く者は、人々の苦しみに敏感でなければならない。

## 審査結果の要旨

### 1. 研究の継続性と研究方法の適格性

本研究は、申請者(西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授)の長年にわたる優生学史研究を纏め・分析したものである。こうした研究の継続性に加え、研究目的を達成するためにとられた方法が資料の処理、分析を含めて、適切かつ主体的に行われている。なお、現在加入中の主な学会は、日本安全教育学会(理事)、日本生命倫理学会、日本社会福祉学会などである。

### 2. 研究業績と本論文の水準・完成度

これまでの研究業績には、「近代日本の優生思想と国家保健政策」山崎喜代子編著『生命の倫理—その規範を動かすもの—』九州大学出版会、「近代日本の衛生思想成立過程における優生思想」山崎喜代子編著『生命の倫理2—優生学の時代を超えて—』九州大学出版会、「永井潜再考—優生学啓蒙活動の真相を探る—」山崎喜代子編著『生命の倫理3—優生政策の系譜—』九州大学出版会、*Eugenics: Its Spread and Decline in Karen J. Schaffner: EUGENICS IN JAPAN*, Kyushu University Press。「解説・総目次・索引」『復刻版 優生学』(全16巻+別冊1)不二出版などがある。本研究は、これらの研究成果に新たな知見を加え分析したものであり、提出論文の水準・完成度は高い。

### 3. 研究の特徴と評価

本研究は、近代日本の優生思想および衛生学の歴史を大きく5期に分け、そうした思想がどのような過程を通じて民衆の意識に浸透していったのか、その社会的受容の経緯を明確にすることを試みた社会的・歴史的研究である。本研究で取り上げた優生思想は、決して過去のものではない。優生学は「新優生学」として、私たちも気付かぬうちに社会に浸透している。生命倫理学の学際的研究に位置づく本研究は、優生思想に係る国家による排除・差別・管理・選択を批判的に検討・分析する試みであるが、それは社会福祉の倫理と基本的思想に通底するもので、社会福祉学にあっても、正面から向き合うべき課題である。その意味で、優生思想の社会的・歴史的研究は社会福祉の学術的発展に資する意義を有していると考える。しかも、わが国の社会福祉研究が福祉国家の持つ生活保障の側面に着目し、国家や専門家などが生命・生存に介入を深めていく側面を明らかにすることに消極的であったことを顧慮すると、優生思想(あるいは優生学)の民衆への意識の浸透を課題とする研究は、決して蓄積が多いとはいえない、いわば未踏の研究であり、本研究の意義は決して小さくない。ここに本研究の独自性とオリジナルな結果を見出すことができる。以上により、外部委員2名含む6名の委員で構成された審査委員会は、本論文が博士(社会福祉学)の学位に相当するものとして全会一致で評価した。